

令和3年第1回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和3年2月

目 次

議案第70号	請負契約の締結について…………… 1 (教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)
議案第71号	東広島市国民健康保険条例の一部改正について…………… 4 (健康福祉部国保年金課)

議案第70号

請負契約の締結について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事(2-7)の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の内容

土木一式工事

ア 豊栄市民グラウンド

(ア) 法面

延長 90.6メートル

崩土撤去 4,100立方メートル

盛土工 6,100立方メートル

プレキャスト法枠工 1,730平方メートル

プレキャストU型水路工 325メートル

(イ) 施設

防球ネット 20メートル

ネットフェンス 76メートル

バックネット 31メートル

イ 土木施設

(ア) 道路

延長 98.6メートル

崩土撤去 1,200立方メートル

コンクリートブロック積工 683平方メートル

現場打水路 91メートル

ガードレール 98メートル

(イ) 下水道

延長 109.6メートル

開削工 108メートル

マンホール工（組立1号マンホール） 1箇所

(ウ) 水道

延長 110メートル

開削工 110メートル

(エ) 河川

延長 9.0メートル

現場打水路 9.0メートル

ウ 農業用施設

(ア) 農地

延長 103メートル

掘削 1,594立方メートル

(イ) 水路

延長 100メートル

現場打水路 100メートル

(2) 工事の場所

東広島市豊栄町鍛冶屋

(3) 契約金額

1億8,560万3,000円

(4) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿5015番地の5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和4年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 7 1 号

東広島市国民健康保険条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定の整備その他所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

特措法の一部改正及び特措法に基づく政令の廃止に伴い、傷病手当金の支給の適用期間の終期に関する規定における当該政令の引用を削除する。（附則第 1 1 項関係）

3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

国民健康保険法

第 5 8 条

2 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。